

福島原発事故と法の失敗[※]

東北大学大学院法学研究科教授 樺島博志

- 1 問題設定
- 2 福島原発事故刑事訴訟の概観
 - 2-1 事実の概要
 - 2-2 刑事訴訟第一審判決の概要
- 3 本事案の分析と評価
 - 3-1 刑法過失論からする本判決の評価
 - 3-2 過失論にかかる民事損害賠償訴訟との対比
- 4 行為準則としての統一的過失判断の探求
 - 4-1 福島原発事故と法の失敗
 - 4-2 危惧感説とハンドの定式
- 5 結語

要旨

福島原発事故刑事訴訟第一審判決が、具体的予見可能性の判断基準をもちいて、被告人 3 名に無過失・無罪の判断を下したことは、判例・通説に即したものと評価できる。これにたいし、福島原発事故をめぐる民事損害賠償訴訟は、予見可能性にもとづく過失を認定したものがある。このように、福島原発事故をめぐる司法判断においては、過失の存否をめぐり、刑事法上の判断と民法上の判断に乖離が生じている。このことの問題性は、刑法上の無過失・適法評価によって、事故防止のインセンティブが阻害され、「社会的損失」が不可避免的に生じてしまう点に存する。この「法の失敗」を回避するために、民事過失論におけるハンドの定式を刑法過失論における危惧感説とあわせて考慮に入れることにより、法システムに統一的な違法性と過失判断の基準を構想することも、一考の価値があると思われる。

キーワード：東日本大震災，原発事故，法政策，過失，違法性

※ 本研究は JSPS 科研費平成 27 年度～30 年度助成，研究課題「震災復興の社会的責任—政府，事業者，被災者の役割分担」（基盤研究(C)（一般）15K11924）の成果の一部である。

1 問題設定

2011年3月11日の東日本大震災に起因する福島第一原発事故をめぐり、各地の避難者らにより、民事賠償・国賠訴訟が提起された。そのうち、群馬訴訟、千葉訴訟、福島・生業訴訟、東京訴訟の各第一審判決、および東京訴訟控訴審判決が知られている¹。他方、刑事訴訟において東京地裁は、東京電力の経営陣にたいする業務上過失致死傷罪について、被告人全員に無罪の判決を下した²。本稿では、本件刑事訴訟の第一審判決と、民事損害賠償訴訟の各判決とを対比して、過失論を中心に法理学の観点から検討を加えたい。具体的には、原子力発電事業の経営者おける安全対策の行為準則として、法システム全体に統一的な過失判断基準を探求してみたい。

2 福島原発事故刑事訴訟の概観

2-1 事実の概要³

勝俣恒久は東京電力社長ないし会長として、武黒一郎は同社常務、副社長ないしフェローとして、武藤栄は同社常務ないし副社長として、それぞれ同社原子力発電所の運転、安全保全業務に従事していた。東電福島第一原発は、海拔10～13mの地盤に1966年より順次6基の沸騰水型軽水炉を設置し、その際の設計津波水位として、チリ地震津波による+3.122mの津波を想定していた。その後、1995年1月の阪神淡路大震災を契機とした政府防災計画「4省庁報告書」、2002年2月の土木学会津波評価部会による「津波評価技術」、2002年7月の総理府地震本部による「長期評価」にもとづき、福島第一原発の想定津波高は見直され、とりわけ「長期評価」によるM8.2の想定地震から、最大津波高+15.7mという計算結果が得られた。2007年の新潟県中越沖地震により、東京電力・柏崎刈羽原発から放射性物質の漏出事故が発生したため、それ以降、勝俣社長、武黒原子力立地本部長、武藤同副本部長らは、福島第一原発の想定津波も検討に加えたが、「長期評価」による+15.7mの想定津波への対応は、土木学会に検討を依頼することとした。

2011年3月11日、国内観測史上最大のM9.0の東北地方太平洋沖地震が発生した。本地震による津波の第2波が、約13mの高さで福島第一原発の護岸防波堤

¹ 前橋地判平成29年3月17日、判時2339号4頁；千葉地判平成29年9月22日、TKC25449077・裁判所ウェブサイト；福島地判平成29年10月10日、判時2356号3頁；東京地判平成30年2月7日、TKC25549758；東京高判令和2年3月17日、TKC25570904。

² 東京地判令和元年9月19日、判時2431・2432号合併号5頁。

³ 本件刑事訴訟にたいする東京地裁判決の事実認定による、参照、前掲註2。

を越えて、海拔 4 m～10m の発電所の敷地全面に遡上し、全域が浸水した。津波による冠水のため、1～4 号機の冷却装置の各非常用ディーゼル発電機と配電盤が作動不能、全電源喪失となり、翌 3 月 12 日から 14 日にかけて、1～4 号機において炉心溶融ないし原子炉建屋の爆発が生じ、放射性物質が大気に放出された。

事故収束の注水作業などに従事して作業員のうち、1 号機の水素ガス爆発による爆風やがれきの飛散により 3 名が傷害を負い、3 号機の水素ガス爆発によるがれきの飛散により 10 名が傷害を負った。

また本爆発事故をうけて、政府・原子力災害対策本部、福島県知事、双葉町長及び大熊町長等は、3 月 11 日から 15 日にかけて、半径 20 キロメートル圏内の居住者等に、立退・避難を指示した。本発電所から南西約 4.5km の Q2 病院と同南西約 4.4km の介護老人保健施設 Q3 の入院患者・入所者のうち、3 月 14 日～16 日の陸上自衛隊による搬送に際して、長時間の移動・待機のため、第一次搬送で 23 名、第二次搬送で 11 名、第三次搬送で 9 名が、それぞれ死亡したほか、1 名が搬送前の待機中に死亡した。

本原発事故にかかる刑事責任について、福島原発告訴団が勝俣会長ら東京電力の 33 名に告訴・告発を行ったのにたいし、最終的に、東京第 5 検察審査会が、勝俣会長、武黒フェロー・元副社長、武藤副社長の 3 名について、2 度目の起訴相当の議決を行ったため、強制起訴が行われた。

2-2 刑事訴訟第一審判決の概要

被告人らは、いずれも無罪。

予見可能性の存否は、「個々の具体的な事実関係に応じ、…問題となっている結果回避措置を刑罰をもって法的に義務付けるのに相応しい予見可能性として、どのようなものを必要と考えるべきかという観点から、判断するのが相当である」。また結果回避措置として、「国の示す安全性確保のための指針等」の遵守、「新しい技術や知見に関する情報の収集及び分析」、および、「必要に応じてこれらを安全対策の基礎として取入れること」が求められる⁴。

「長期評価」による +15.7m の想定津波の適切性は土木学会の検討途上にあつたため、被告人らにおいて、「本件発電所に 10m 盤を超える津波が襲来する可能性について、信頼性、具体性のある根拠を伴っているとの認識がなかった」。それゆえ、「被告人ら 3 名に、10m 盤を超える津波の襲来を予見して、対策工事が完了するまでは本件発電所の運転を停止すべき法律上の義務があったと認めるのは困

⁴ 東京地判，前掲註 2，判時 2431・2432 号合併号 5（13f.，31）頁。

難というべきである」⁵。

3 本事案の分析と評価

3-1 刑法過失論からする本判決の評価

刑法学における過失とは、注意義務違反であることを前提とし、予見可能性と結果回避義務からなるものと解されるが、過失の本質をいずれに同定するかという点において、学説の相違が見られる⁶。まず旧過失論は、結果無価値を前提に、結果発生の予見可能性があったにもかかわらずこれを怠ったことを、過失の本質と捉える。つぎに新過失論は、行為無価値を前提に、結果回避のためにとるべき行為を怠ったことを、過失の本質と捉える。その際、予見可能性は、結果回避義務の基礎にとどまり、たとえ結果発生の予見可能性があったとしても、行為者が基準行為を取れば、無過失・適法行為となる。さいごに新・新過失論（危惧感説）は、新過失論と同様に過失の本質を結果回避義務違反と捉えながら、危惧感もしくは抽象的予見可能性が存する場合には、結果回避義務の範囲を拡大して捉える。とりわけ公害事件や薬害事件のように、未知の危険が重大な法益侵害の結果を生じうる場合には、基準行為による免責を認めず、「“低い程度の可能性の意識”を払拭するに足りるだけの結果回避措置をとることを義務づけてよい」⁷とする見解である。

学説の観点から、本判決は、まず、危惧感説を退け、判例・通説とされる具体的予見可能説の過失基準に親和的とみることができる。すなわち、「長期評価」による+15.7mの想定最大津波について、信頼性にも具体性にも欠けるとして、具体的予見可能性を否定した。そのうえで、結果回避義務について、専門的見地からの合理性を基準として、原発設置・運転における法令遵守と行政機関への報告、新たな知見に応じた社内での検討、同業者との情報交換や専門家への意見聴取、などの観点で、東京電力の結果回避措置を合理的なものと評価した。この判決の推論は、結果回避義務を中心に過失の存否の判断を行っている点で、学説的には新過失論の法律構成に親和的と言えよう。

本判決と類比しうる現代型訴訟⁸の類型に属する刑事事件の判例・裁判例として、次のものを取り上げることができる。

⁵ 東京地判，前掲註2，判時2431・2432号合併号5（41f.）頁。

⁶ 学説の整理につき，参照，西田典之『刑法総論』第2版第5刷，東京：弘文堂，2012年，256頁以下。

⁷ 井田良「判批（札幌高判昭和51年3月18日）」別冊ジュリ166，2003年，101。

⁸ 参照，拙稿「現代型訴訟としての水俣病事件」大石真ほか編『各国憲法の差異と接点』成文堂2010年，385頁以下。

まず、森永ドライミルク事件では、有害薬剤の混入に予見可能性がなかったとした第一審に対して、控訴審判決は、「不安感こそまさに…危険の予見」⁹であるとして、化学検査等の注意義務の存在を認定した。これを受けた差戻第一審判決は、「ある種の危険が絶無であるとして無視するわけにはゆかないという程度の危惧感」¹⁰があれば予見可能性が認められるとして、製造課長に監督過失を認めた一方、工場長については権限と業務内容から監督過失は認められないとした。いずれにしても、森永ドライミルク事件は、乳児の死傷者が生じている時点での予見可能性が問題となった点において、本件とは状況を異にしている。

このほか、カネミ油症事件刑事訴訟控訴審判決¹¹は工場長に、水俣病事件刑事訴訟控訴審判決¹²は社長と工場長に、川治プリンスホテル火災事故刑事訴訟第一審¹³は社長に、同上告審決定¹⁴は経營業務担当の取締役、ホテルニュージャパン火災事故刑事訴訟上告審決定¹⁵は社長と支配人に、生駒トンネル火災事件刑事訴訟上告審決定¹⁶は工事担当者に、HIV 事件厚生省ルート上告審決定¹⁷は厚生省薬務局生物製剤課長に、三菱トラック・ハブ脱落事件上告審決定¹⁸は品質保証部長らに、それぞれ過失を認めている。このうち、安全責任者について具体的予見可能性が肯定された事案は、本件と状況を異にする。社長ら経営責任者に過失を認めたもののうち、水俣病事件ではすでに生命健康被害が生じていた点で、また川治プリンスホテルとホテルニュージャパンの火災事件では防火戸・スプリンクラー設置等の法令違反が存する点で、それぞれ本件とは状況を異にしている。

他方、カネミ油症事件刑事訴訟第一審判決¹⁹は社長に、大洋デパート火災事件刑事訴訟上告審判決²⁰は常務取締役ら 3 名に、薬害 HIV 事件帝京大学ルート第一審判決²¹は大学病院内科長に、JR 福知山線脱線事故刑事訴訟上告審決定は歴代 3 名の社長について、それぞれ過失責任を否定し無罪とした。このうち、薬害 HIV 事件帝京大学ルートでは HIV ウィルスの危険性と非加熱製剤の医学的効用との比較衡量が過失認定の要素となる点で、また大洋デパート火災事件の 3 名については防火管理上の具体的権限がないという点で、本件と状況を異にする。

⁹ 高松高判昭和 41 年 3 月 31 日，高刑集 19 卷 2 号 136 (184) 頁。

¹⁰ 徳島地判昭和 48 年 11 月 28 日，判時 721 号 7 頁，刑月 5 卷 11 号 1473 (1516) 頁。

¹¹ 福岡高判昭和 57 年 1 月 25 日，判時 1036 号 35 頁。

¹² 福岡高判昭和 57 年 9 月 6 日，高刑集 35 卷 2 号 85 頁。

¹³ 宇都宮地判昭和 60 年 5 月 15 日，刑事裁判月報 17 卷 5・6 号 603 頁。

¹⁴ 最決平成 2 年 11 月 16 日，刑集 44 卷 8 号 744 頁。

¹⁵ 最決平成 5 年 11 月 25 日，刑集 47 卷 9 号 242 頁。

¹⁶ 最決平成 12 年 12 月 20 日，刑集 54 卷 9 号 1095 頁。

¹⁷ 最決平成 20 年 3 月 3 日，刑集 62 卷 4 号 567 頁。

¹⁸ 最決平成 24 年 2 月 8 日，刑集 66 卷 4 号 200 頁。

¹⁹ 福岡地判昭和 53 年 3 月 24 日，判時 885 号 17 頁。

²⁰ 最判平成 3 年 11 月 14 日，刑集 45 卷 8 号 221 頁。

²¹ 東京地判平成 13 年 3 月 28 日，判時 1763 号 17 頁。

これに対し、カネミ油症事件およびJR福知山線脱線事故の各社長については、経営責任者としての責任以上の個別具体的な注意義務の存否が問題となる点において、本件と類似した状況にあったと言えよう。いずれも、過失の基礎となる具体的予見可能性を、「特定の構成要件の結果及び結果発生に至る因果関係の基本的部分の予見が可能であること」と捉えたうえで、「一般的・抽象的な危惧感ないし不安感を抱く程度では足りないが、結果及び因果の過程の詳細な予見が可能であることまでは要しない」とする北大電気メス事件控訴審判決の基準²²に適合したものと見ることができる²³。

3-2 過失論にかかる民事損害賠償訴訟との対比

刑事訴訟第一審判決が東電経営陣の被告人3名を無罪としたのに対し、民事賠償・国賠訴訟においては、過失責任を認定しているものもある。群馬訴訟第一審判決いわく、「非常用電源設備等の安全設備を浸水させる規模の津波の到来につき、予見することが可能となり、…実際に予見していた」にもかかわらず、「長期評価に基づく対策を怠った」ので、「被告東電には、本件事故の発生に関し、特に非難するに値する事実が存するというべきである²⁴。福島生業訴訟第一審判決も同様にいわく、「“長期評価”は客観的かつ合理的根拠を有する知見であり、その信頼性を疑うべき事情は存在しなかったので…、これに対する適切な対策を講じなければならない注意義務があるのに…予見可能な O.P.+15.7m の津波に対する対策を怠った」ので、「被告東電には過失があるといえる²⁵。これにたいし、千葉訴訟国賠請求第一審判決は、国の過失につき、「長期評価」にもとづく予見可能性は肯定しつつ、一義的な結果回避義務は存しておらず、専門家に検討を委託するという対応をとったことをもって、著しく合理性を欠くものではなかった、と結論づけた²⁶。また、千葉訴訟民事賠償請求第一審判決および東京訴訟第一審判決は、被告東京電力には原賠法上の厳格責任のみが問題となるので、過失の存否、すなわち予測可能性と結果回避義務の存否については、判断を下していない。

ここで学説の面から、刑法過失論との異同を視野に、民事不法行為法における過失論をかんたんに整理してみたい²⁷。民事不法行為法における過失とは、行為

²² 札幌高判昭和51年3月18日、高刑集29巻1号78(90)頁。

²³ 参照、西田、前掲書註6、265頁；前田雅英「判批（最決平成29年6月12日）」WLJ判例コラム臨時号第110号、2017年、文献番号2017WLJCC018。

²⁴ 前橋地判、前掲註1、判時2339号4(68、85)頁。

²⁵ 福島地判、前掲註1、判時2356号3(54)頁。

²⁶ 千葉地判、前掲註1、裁判所ウェブサイト判決本文124、128頁。

²⁷ 学説の整理につき、参照、内田貴『民法II債権各論』初版第5刷、東京：東京大学出版会、1997年、312頁以下。

者の主観的態様として注意を欠いていたことにとどまらず、客観的に行為義務に違反したこととして捉えられる。そして、行為義務違反を構成する要素として、予見可能性と結果回避義務を区別したうえで、予見可能性は結果回避義務を基礎づける前提と位置づけられる。刑法過失論における新過失論に親和的な理論構成と見ることができよう。さらに過失判断の基準は、結果回避義務と被侵害法益との比較衡量によって定まるものとされる。有名なラーニッド・ハンドの定式を用いれば、{結果回避の費用負担 (Burden) < 損害発生確率 (Probability) × 被侵害利益の損失 (Loss)}、すなわち、結果回避にかかる費用が、結果発生時の損害額に満たなければ、有過失と評価される²⁸。それゆえ、作為義務の面から捉えれば、結果発生時の想定損害額と同額の予防策を講ずることが、結果回避義務の内容となる。もっとも、ハンドの定式の問題として、 $B < PL$ の算定の困難性、生命・身体法益の損失回復不可能性、危険を伴う行為の有用性ないし社会相当性など、過失判断における本質的要素が考慮されていないことが指摘されている。

4 行為準則としての統一的過失判断の探求

4-1 福島原発事故と法の失敗

うえにみたとおり、本件民事賠償請求訴訟と刑事訴訟では、「長期評価」による想定最大津波の予測可能性について、正反対の評価がなされている。一般論としては、刑事法上の犯罪構成要件と民事法上の権利発生要件とは相違するので、刑事訴訟と民事訴訟で同一事象の法・不法の評価に相違が生ずることは、問題ではない。むしろ、「過失」という文言にかかる予見可能性という構成要件について、刑事訴訟と民事訴訟で何ゆえに法的評価が異なるのか、ということに存する。この問いに対する回答として、とりわけ現代型訴訟に関して、次のように説明されている。「企業の損害賠償責任を追及するときに、個々の実行行為者を特定すること、およびこの者の具体的行為—…この者の故意過失—と結果発生との間の因果関係を要求することが果たして責任の本質的要素を構成しているのかという点」に疑義があるので、「“法人自身の自己決定に基礎づけられた、法人自身の行為”を認める可能性を否定すべきではない」²⁹。すなわち、法人に損害賠償責任を帰責するためには、個々の法人構成員の責任を明らかにする必要はない、ということである。

²⁸ 参照、クーター、ロバート・D、ユーレン、トーマス・S『法と経済学』太田勝造訳、新版第3刷、東京：商事法務、2002、370頁以下。

²⁹ 潮見佳男『不法行為法』第1版第3刷、信山社、2004年、31頁以下。

しかし問題は、法人に不法行為責任を帰責できれば、法人構成員個人の過失責任は本質的問題でなくなり、刑事法上無過失・適法行為とみなしても良いのか、ということである。問題を抽象化するならば、ある危険行為にたいする法的評価として、法体系全体として統一的な適法・違法の識別基準を持たなくてもよいのか、という問いである。これに関する古典的な法理学の議論として、H.L.A. ハートによる法システムの分析が参考となる。これによれば、法システムは、第1次ルール、第2次ルール、究極の承認ルールの段階構造からなり、第1次ルールは行為準則、第2次ルールは行為準則の確定・変更・承認ルールとして捉えられる³⁰。すなわち、公的権威により策定される第2次ルールが、市民社会の行為準則である第1次ルールを基礎とする限りにおいて、法システムは全体として、適法・違法 (lawful/unlawful) の統一的識別基準を備えた行為準則により、社会成員の行為を規律していると捉えることができる。

福島原発事故をめぐる法的争訟において、何ゆえに過失責任の統一的識別基準が問題となるのかと言えば、それは、企業の損害賠償責任を認めつつ、同時に企業責任者の行為を適法と評価するならば、「法の失敗」が生ずることを避けられないからである。法の失敗とは、厚生経済学における「市場の失敗」との類比において、「権利・義務関係に参画する法主体が法的に合理的な行為をおこなったとしても、法本来の機能である社会的公正が実現されない」³¹事態として捉えることができる。具体的に福島原発事故に即して言えば、企業経営者において、原発事故の具体的予見可能性が存しない限り、安全対策費を最低限に抑えることにより、一株当たり純利益 EPS を最大化し、かつ自らの報酬を最大化することに、インセンティブが働く。そして、仮に原発事故が生じたとしても、企業に賠償責任が課せられこそすれ、経営者自身の行為は無過失適法となるので、安全対策を積極的にとるべきインセンティブは働かない。さらに法人に課せられる賠償責任の面でも、過失から生じた損害の完全賠償は不可能であり³²、必然的に、事故の被害者と外部の第三者によって負担される「社会的損失」³³が生ずるので、企業は社会的道徳的責任を全うするわけでもない。

とりわけ福島原発事故においては、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）の制定により、東京電力が負担すべき賠償費用が、政府と原子力事業者12社の出資による支援機構から賄われることとなった。これにより

³⁰ Cf. Hart, H. L. A.: *The concept of law*, 2nd edition, with a postscript edited by Penelope A. Bulloch and Joseph Raz, Oxford: Clarendon Press, 1994, 91 ff., 193 ff.

³¹ 拙稿「法の失敗—水俣病発見50周年に寄せて」佐藤幸治ほか編『現代国家における国家と法』東京：成文堂，2007年，709頁。

³² 参照，クーター，ユーレン，前掲書註28，491頁。

³³ 拙稿「社会的費用，成長の限界，成長の権利—国際環境法への法哲学的アプローチ」GEMC journal, no. 5, 2011年，22 f.

東京電力は、損害賠償債務による債務超過・倒産という事態に陥ることなく、実質的に賠償責任からも費用負担からも免れている。実際、東京電力は、2011～19年度の9年間に、原賠・廃炉等支援機構からの交付金、約7兆3千億円を、特別利益として計上している³⁴。原発事故に起因するこれだけの費用が、納税者と電力消費者によって負担されているということである。このように、企業経営者に適法行為を求めても、原発事故への安全策は動機づけられず、その結果原発事故が生じて、費用負担は企業の存続にも収益にも悪影響を及ぼさず、最終的に、事故の損害と費用は被害者と社会全体によって負担される。日本の法システムが法的に合理的に作動しても、このような不公正な結果を社会にもたらすという現象を、「法の失敗」と名づけることができるであろう。

4-2 危惧感説とハンドの定式

こうした「法の失敗」の事態を回避するために、現代型訴訟における企業の法的責任を念頭に、法体系全体としての過失判断の統一的基準を構想してみたい。ひとつの考え方としては、具体的予見可能性がない場合には、刑事法と民事法のいずれにおいても無過失とする、という見解が成立しうる。しかしこの見解によるならば、無過失厳格責任による賠償責任のみが問題となり、先に見た通り、いったん事故が発生したならば重大な損害が生ずる危険性³⁵に対して安全策をとるべきインセンティブが働かないので、「法の失敗」は回避し得ない。

そこで、損害発生確率が極めて低い場合でも、刑事法と民事法のいずれにおいても予見可能性を認めうるための、合理的な基準を考えなければならない。刑法過失論としては危惧感説がこの見解に親和的であり、民事過失論のハンドの定式を用いることによって、損害発生の確率(P)が低くても、被侵害利益の損失(L)が大きい場合には、結果回避のための費用負担(B)の基準を合理的に算定できることになる。

ここで、ごく単純化して、ハンドの定式により無過失($B \geq PL$)となる結果回避費用を算定してみたい。福島原発事故で生じた損害全体は、約21兆5千億円と試算されている³⁶。総務省地震本部による「長期評価」が考慮したのは、869年

³⁴ 参照、東京電力株式会社、有価証券報告書、第88期(2011年度)～第96期(2019年度)、年度毎の交付金の内訳は、2011年度2,426,271(百万円、以下同)、2012年度696,808、2013年度1,665,765、2014年度868,535、2015年度699,767、2016年度294,234、2017年度381,987、2018年度159,806、2019年度101,699。

³⁵ “いったん…”は、川治プリンスホテル火災事件上告審判決における予見可能性認定の定式として知られる、参照、前掲註14。

³⁶ その内訳は、廃炉費用約8兆円、損害賠償費用約7.9兆円、除染費用約4兆円、核燃料の中間貯蔵費用1.6兆円と試算されている：参照、「週刊エコノミスト」2017年2月7日号、20頁。

の貞観地震であったので、2011年の東日本大震災は、1142年ぶりの大地震であった。巨大地震・津波の発生を1000年ごと、原発の耐用年数を40年³⁷とすると、原子炉1基当たりの危険遭遇確率は4%となる。 $P=4\%$ 、 $L=21.5$ 兆円として、合理的な結果回避費用 $B=PL$ は、総額8600億円と算定される。事故発生時の日本全体の原子炉総数を54基とすれば、1基当たりの地震対策費は、40年で約160億円、1年当たり約4億円となる。福島第一原発は6基の原子炉を擁していたので、無過失の水準と評価しうる地震対策費は、年額約24億円と算定される。

ハンドの定式には、生命身体被害など人格的利益を数値化し得ないという限界があるとしても、ここに概算を示した通り、損害発生の確率(P)が極めて低い場合であっても、想定損失(L)が膨大となる危険について、結果回避義務の基準(B)を数値的に算定することができる点で、利点もある。このことから、民事過失論のハンドの定式に依拠して、刑法過失論においても、危惧感ないし不安感に過ぎない危険について、シミュレーションを用いて安全対策費を合理的に算定することにより、無過失適法行為の客観的基準を示すことは可能となる。このことにより、「危惧感があれば…、結局、結果責任を問うことになって責任主義の見地からは許されない」³⁸とする危惧感説に対する批判にたいして、一定の応答は可能になると考えられる。

5 結語

これまで、福島原発事故刑事訴訟第一審判決をふまえて、過失論の観点から、民事損害賠償訴訟における各裁判所の判断との対比を行い、法理学の観点から評価を加えてきた。結論として、次のようにまとめることができる。刑事裁判において、具体的予見可能性の判断基準をもちいて、被告人3名に無過失・無罪の判断を下したことは、判例・通説に即したものと評価できる。他方、民事損害賠償訴訟においては、予見可能性にもとづく過失を認定したものもある。過失判断をめぐる刑事法と民事法の乖離は、法システムによる行為準則明示と社会公正実現の観点から、肯定的に見ることはできない。刑法上の適法評価は事故防止のインセンティブを阻害し、結果として「社会的損失」を生じてしまうからである。この「法の失敗」を回避するために、民事過失論におけるハンドの定式を刑法過失論における危惧感説とあわせて考慮に入れることにより、法システムに統一的な過失判断の基準を構想することも、一考の価値があると思われる。

³⁷ 参照、原子炉規制法第43条の3の32.

³⁸ 西田、前掲書註6、260頁.

Fukushima Nuclear Disaster and Failure of Law

School of Law, Tohoku University, **KABASHIMA Hiroshi**, Prof. Dr.

Abstract

At the criminal trial over the Fukushima Nuclear Accident, Tokyo district court gave the judgement, on Sept. 9th, 2019, that there was no misconduct on the part of then TEPCO's executives, who were therefore innocent. This judgement can be seen as reasonable from a standpoint of the precedents and the dominant criminal law doctrine. At the damage suits, to the contrary, there are some judgements of the first instance that TEPCO is liable for tort to compensate damages and solatia caused by its negligence. The problem of the difference between criminal and civil judgements can be identified at the point that so far as the act of the executives should be regarded as lawful and innocent of negligence in criminal law, they would have no incentive to prevent a disastrous accident like a nuclear meltdown which inevitably caused 'social costs' that were never compensated. In order to avoid this kind of 'failure of law', it would be meaningful to establish a common criterion, as formulated by Learned Hand, for an example, to judge between lawfulness and negligence in the legal system as a whole.

Keywords: 2011 Tohoku earthquake; nuclear accident; legal policy; negligence; lawfulness